

島根原発2号機特重施設等の設置に係る知事判断コメント

発言の機会をいただきましたので、島根原発2号機の特定重大事故等対処施設及び3系統目の所内常設直流電源設備の設置に対する、安全協定に基づく事前了解の可否に係る県知事としての判断について、申し述べさせていただきます。

1. 経過

特重施設等の設置については、平成28年4月、中国電力から安全協定に基づく事前了解願いの提出があり、県としましては、同年7月、申請することのみ了解しております。そして、昨年10月23日、原子力規制委員会が設置変更の許可を行い、10月25日に、中国電力から、あらためて了解のお願いがあったところであります。

これを受け、県は、周辺自治体に対し、特重施設等の設置に関する「考え」をお聴かせいただくよう依頼をいたしました。それぞれ議会の方などを通して意見をまとめられ、すべての自治体から、設置について了承する考えのご回答がありました。

また、立地自治体である松江市におかれましても、特重施設等の設置について了解の判断をされております。

この間、県におきましては、住民団体の代表の方々も参加する安全対策協議会、専門家である原子力安全顧問による顧問会議において意見をいただきましたが、いずれも設置自体に反対する意見はなかったと受けとめております。

そして、県議会におかれましては、先ほど、防災地域建設委員長報告をもとに、賛成多数により特重施設等の設置について了とされ、あわせて中国電力及び国に対して必要な要請をするよう、ご意見をいただいたところであります。

2. 主な意見

これら、様々な場でいただきました主な意見と、それに対する私の考えについて申し述べます。

(1) 特重施設等の速やかな設置

まず、特重施設等の設置については、本体施設の設計及び工事計画認可から5年以内に設置しなければならないという経過措置期間が設けてありますが、その期間に関わらず速やかに設置すべきとの意見がありました。

このことについて、私としましても、特重施設等は、現在稼働している2号機の安全性をより高める施設であることから、中国電力には、住民の安全確保及び環境保全を図ることを最優先に、できるだけ早期の設置が行われるよう工事を進めていただくことが必要と考えております。

(2) ソフト対策の充実強化

次に、特重施設等の設置にあたっては、ハード面だけでなく、ソフト面における対策についても強化していくべきとの意見が多くありました。

具体的には、安全管理体制の強化を徹底して欲しいとの意見、また、教育訓練について、設備が増えることで複雑となった手順にも対応できるような内容とすることや、その実施にあたっては、実践を伴った訓練や要員ごとの訓練を取り入れるなど、効果を上げられるやり方を計画して欲しいとの意見がありました。

これらの意見を踏まえ、中国電力には、組織・人員体制、手順、教育、訓練といったソフト面に関しても充実強化を図る取組を継続してもらい、国においては、検査等を通じて厳格に確認していただくことが必要と考えております。

3. 判断とその後の対応

その他にも、多くの意見をいただきましたが、特重施設等の設置自体に反対する意見はなかったと受けとめております。また、繰り返しとなりますが、特重施設等は、現在稼働している2号機の安全性をより高める施設であることから、速やかな設置を進めるべきと考えています。

したがって、私としても特重施設等の設置については了解することとし、その上で、県議会や関係自治体、安全対策協議会や原子力安全顧問からいただきましたご意見も踏まえ、今後、中国電力及び国に対して必要な要請を行ってまいります。

県といたしましても、島根原発の運転が安全に行われるよう、引き続き、運転の状況を厳格に監視してまいりますので、県民の皆様には、この度の私の判断につきまして、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。